

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

(1) 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除又は不均一課税の対象となる特別償却設備の取得期限を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日から3年を経過する日まで延長する。（第4条の14関係）

(2) 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を令和9年3月31日まで延長する。（附則第2項関係）

(3) この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(4) 所要の経過措置を定める。（附則第2項関係）